

## 水・土・里の豊かな農業農村を目指して

## 21世紀の農業・農村づくりを支援しています



第19回「ふるさとを探そう！やまがた農村フォトコンテスト」 入選 田代 功 さん 「田植歌にさそわれて」

農業・農村は、食料の安定供給という役割だけでなく、緑豊かな景観、日本古来の伝統文化の伝承、さらには、国土・環境の保全、水源のかん養、洪水防止機能など、私たちの生活に密着した多面的な機能を有しています。

私たち、水土里ネットやまがたは、農業・農村が持つ地域資源を有効に活用し、農業の持続的発展とこれを支える農村の総合的な振興を図るため「21世紀の農業・農村づくり」を積極的に支援します。

# 目 次

1. 山形県土地改良事業団体連合会とは	…………… P.1
Q. 1 どのような目的で設立されたのですか？	…………… P.1
Q. 2 法律的にはどのような性格の組織ですか？	…………… P.1
Q. 3 組織・機構はどうなっていますか？	…………… P.1
Q. 4 どのような事業を行うことができますか？	…………… P.2
Q. 5 事務局体制はどうなっていますか？	…………… P.2
2. 技術的指導援助	
Q. 6 技術的指導援助とは、どのような内容のものですか？	…………… P.3
3. 教育・情報提供	
Q. 7 どのような研修を行っていますか？	…………… P.5
Q. 8 どのような情報提供や広報活動を行っていますか？	…………… P.5
4. 調査研究・技術開発	
Q. 9 どのような調査研究をしていますか？	…………… P.6
Q. 10 どのような技術開発を行っていますか？	…………… P.6
5. 金融対策の支援	
Q. 11 土地改良事業に関する金融の改善についての支援内容は？	…………… P.7
6. 農業用施設等管理への支援	
Q. 12 農業用施設等の管理についてどのような支援をしていますか？	…………… P.7
7. 環境対策への支援	
Q. 13 環境に対する農業農村の役割と保全対策の支援は？	…………… P.8
8. 農業農村整備事業の推進活動	
Q. 14 農業農村整備事業の推進のためどのような活動をしていますか？	…………… P.10
9. 技術的指導援助を行う水土里ネットやまがたの特殊性とは	…………… P.10
10. 資格取得者等支援体制	…………… P.12
11. 組織機構図（事務局機構図）	…………… P.13





## Q.4 どのような事業を行うことができますか？

次に掲げる事業を行うことができます。（法第 111 条の 9）

- (1) 会員の行う土地改良事業（土地改良事業に附帯する事業を含む。以下に同じ。）に関する技術的な指導その他の援助
- (2) 土地改良事業に関する研修及び情報の提供
- (3) 土地改良事業に関する調査及び研究
- (4) 国又は県の行う土地改良事業に対する協力  
（協力とは、調査測量設計等の受託をはじめ、広く国営及び県営土地改良事業の推進に参画することです。）
- (5) 土地改良事業に関する金融の改善
- (6) 前各号に掲げる事業のほか、目的を達成するため必要な事業  
（詳細については、2. 以降を参照してください。）

## Q.5 事務局体制はどうなっていますか？

各種業務を行う事務局体制は、次のようになっています。

本所は、**総務部**、**技術部**の2部制となっています。また、**庄内**、**最上**、**置賜**の各管内にそれぞれに**支所**を設置し、会員とのより緊密な連携のもとに農業農村整備に関する適切な指導援助ができる体制を整えています。（13頁「事務局機構図」参照）



1階 総務部



2階 技術部  
（農村計画課・農村整備課）



3階 技術部  
（地域振興課・農地調整課）

## 2. 技術的指導援助

### Q.6 技術的指導援助とは、どのような内容のものですか？

- (1) 各種の農業農村整備事業の実施に必要な、事業計画立案、各種営農、農村社会状況調査、事業の実施設設計、積算、土地改良施設の管理技術、測量調査業務について地域に即した指導援助を行っています。

具体的には、次のような事業等に対する支援を行っています。

- ① かんがい排水事業関連
- ② ほ場整備事業関連
- ③ 農用地再編整備事業関連
- ④ 農道整備事業関連
- ⑤ 防災事業関連
- ⑥ 施設管理事業関連
- ⑦ 農業集落排水事業関連
- ⑧ 中山間総合整備事業関連
- ⑨ 農業水利権取得・更新に係る事業関連
- ⑩ 地積・用地事務に係る事業関連
- ⑪ 農地・水保全管理支払交付金関連
- ⑫ 水土里情報利活用推進関連
- ⑬ 農業農村整備事業に係る積算関連

- (2) 水土総合強化推進事業への取り組みとして、次の業務を行っています。

- ① 土地改良施設維持管理適正化事業
- ② 専門指導員による土地改良施設の定期診断及び要請診断
- ③ 専門指導員による土地改良相談業務
- ④ 換地技術者等の活動状況等の把握、技術の向上
- ⑤ 換地事務量の長期見通しの樹立並びに換地事務量の把握
- ⑥ 換地業務に関する各種研修会の実施
- ⑦ 農地利用集積の推進と支援

- (3) ダム、頭首工、揚水機等の基幹水利施設に係わる管理技術指導及び整備補修について支援するため、水土里ネットやまがたが主体となり基幹水利施設管理技術者支援事業を行っています。

- (4) 災害時の情報提供や応急対策用機材の貸出し斡旋等を行う農業水利施設防災支援体制を整えています。



(5) 農村総合整備事業の啓蒙普及、技術向上のための研修会を開催しています。

(6) その他、上記の他に次のようなことを行っています。

水土里ネットの統合整備等再編整備の促進のため、土地改良区基盤強化事業に取り組んでいます。

会員の抱える問題や紛争について、無料で相談に応じる顧問弁護士相談制度、及び会計顧問制度を設けています。

土地改良施設に係わる事故の備えとして、土地改良施設賠償責任保険制度を設け、推奨しています。



「白川の水の道探検隊」  
水土里ネット白川



「総合学習 ブナの植樹」  
水土里ネット笹川



「田んぼの学校 田植え体験」  
水土里ネットいなば

### 3. 教育・情報提供

#### Q.7 どのような研修を行っていますか？

各種農業農村整備事業の推進を図るため、国及び県など関係機関と協力し、次のような研修、講演、説明会等を実施しています。

- ・会員研修会（市町村職員、水土里ネット役職員等）
- ・換地技術者等に対する研修（換地計画実務研修、換地委員等実務研修）
- ・水土総合強化推進事業による、一般研修、専門研修
- ・農業集落排水施設管理技術研修
- ・基幹水利施設管理技術者育成支援事業による研修
- ・水土里情報システム及びパソコン等の操作研修

#### Q.8 どのような情報提供や広報活動を行っていますか？

- （1） 会員の事業運営の便を図るため、土地改良事業等に関する中央情報及び関係法令等の情報提供を行っています。
- （2） 水土里ネットは、地域により開かれ、より身近に感じてもらえる水土里ネットをめざし、「21世紀土地改良区創造運動」を進めています。水土里ネットやまがたは、その運動（活動）を支援しています。
- （3） 「農業農村フォトコンテスト」を実施し、各ブロックの公共施設等に入選作品を巡回展示することにより、一般市民への広報を行っています。
- （4） ホームページ「水土里ネットやまがた」を開設し、山形の農業農村に関する情報を全国に発信しています。（URL <http://www.sanae.or.jp/>）
- （5） 山形県農林水産まつりなど各種イベントに参加し、農業農村整備の広報活動を行っています。
- （6） 会員に対し、農業農村整備事業に関する文献、図書の配布、斡旋をしています。



第19回やまがた農村フォトコンテスト  
優秀賞 黒沼 末八さん 「黄金色のほほえみ」

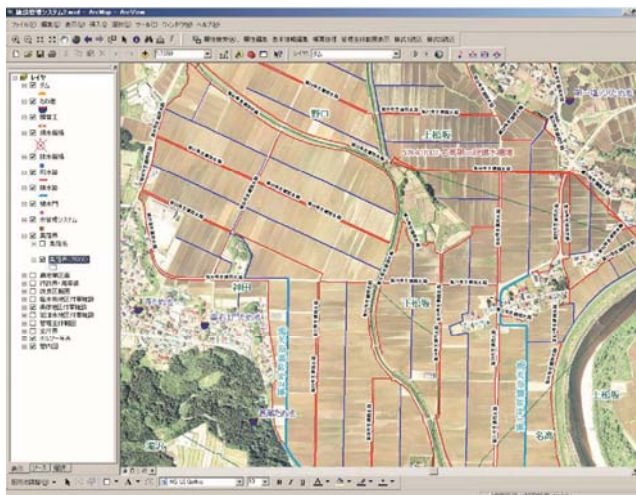
## 4. 調査研究・技術開発

### Q.9 どのような調査研究をしていますか？

- (1) 農村振興整備計画、土地改良事業計画の基礎データとして、県内全域の一般気象、特殊気象、経済効果算定の基礎資料等を調査集積し、解析を行っています。
- (2) 最新の情報技術を活用した土地改良区事務電算システム並びに土地改良区複式簿記会計システムを開発し、事務合理化推進支援事業として、水土里ネットの事務体制強化の支援を進めています。
- (3) 土地改良事業により造成された農業水利施設、道路等の施設の安全確保、災害復旧への迅速的確な対応を目指すため、土地改良施設の位置及び属性情報を整理し、維持管理費の節減を図るための調査研究を行っています。

### Q.10 どのような技術開発を行っていますか？

- (1) 技術計算システム（数量計算・水理計算・用地丈量・集排水路・測量計算・各種構造計算等）、法定外公共物の譲与申請に係るシステムの開発を行い、運用しています。
- (2) 集落排水事業及びその他の事業の計画設計支援として、構造物、建築・電気等の設計図作成についてCADシステムを構築し、運用しています。
- (3) 会員のための工事費積算システムの運用支援を行っています。さらに、建築請負工事費積算の積算システムを開発し、運用しています。
- (4) 設計支援図化システムや、水土里情報システム（GIS）を活用し、より精度の高い地図情報や、解析データを、測量調査設計、実施設計、維持管理台帳化まで縦断的に活用できるよう設計情報の電子データ化を行っています。
- (5) 県内一円の農業施設台帳管理システムを開発し、運用しています。
- (6) 農地筆区画情報等のデータ更新を行っています。
- (7) 農業農村整備事業完了地区各種資料の電子化を進めています。



## 5. 金融対策の支援

### Q.11 土地改良事業に関する金融の改善についての支援内容は？

- (1) **農家負担金軽減支援対策事業**を支援しています。これは、土地改良事業の農家の負担金の軽減と、計画的償還の一層の推進をはかるために創設された制度です。

内容は次のとおりです。

- ① 土地改良負担金償還平準化事業
- ② 担い手育成支援事業
- ③ 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業
- ④ 特別型国営事業計画償還助成事業
- ⑤ 経営安定対策基盤整備緊急支援事業



第19回やまがた農村フォトコンテスト  
入選 鬼島 金二郎さん 「じゅん菜摘み」

- (2) **基金を設置**し、会員が土地改良事業を行うために必要な資金の借入をする場合の金融機関に対する債務の保証を行っています。また、基金債務保証審査委員会を設け、適切かつ確実な運営をはかっています。

## 6. 農業用施設等管理への支援

### Q.12 農業用施設等の管理についてどのような支援をしていますか？

- (1) **農道台帳の作成と管理**を行っています。

土地改良事業により造成された「農道」について、適正な管理及び改良に資することを目的に、平成2年3月に農林水産省が全国水土里ネット、都道府県水土里ネットの協力により実施することとなった事業で、農道台帳の作成・管理・データの集積を行っています。

この資料は地方交付税の算定の基礎となるものです。

- (2) 基幹水利施設等の管理技術の指導強化対策として、**基幹水利施設管理技術者支援事業**を推進しています。
- (3) 農業用施設の機能の保持、耐用年数の確保を図るため、**施設の定期診断及び要請診断**を実施し、**土地改良施設維持管理適正化事業・施設改善特別対策事業**を支援しています。



- (4) 農業集落排水施設の能力発揮を目的として、施設の保守点検（維持管理）業務・技術管理業務を行っています。

また、農業集落排水施設の長期的かつ安定的な機能維持を図るため、施設の調査・診断を実施し、農業集落排水施設維持適正化事業・機能強化対策（改築・修繕）事業を支援しています。

- (6) 防災体制の連携強化を図っています。

農業用水利施設を管理している会員の防災体制を強化するため、河川情報の提供や災害応急機械の貸出斡旋を行うとともに、現地にて防災技術の指導を行うなど、**防災支援体制を整えています。**

支援体制としては、本所及び支所が連絡調整の窓口となり、技術部（施設管理担当）が総括し水土里ネット等からの支援要請に対応することとしております。

## 7. 環境対策への支援

### Q.13 環境に対する農業農村の役割と保全対策の支援は？

農村地域における水田などの地域資源は、食料供給だけでなく、洪水調整や防災などの環境保全機能を有し多面的な役割を果たしています。

特に、農業用水は、

- ① 農業生産に必要な水を安定的に供給するとともに、
- ② 農村生活に係わる地域用水としての役割を担い、
- ③ さらには、安らぎに満ちた景観とうるおいを与えてくれます。

また、その水辺空間は、生き物や植物の生態系を保つとともに、地下水のかん養等に役立っています。

**水土里ネットやまがたは**、このような地域資源としての環境を保全するため、県、市町村、水土里ネットと連携を図りながら**各種の資源・環境保全事業**に対し、次のような技術支援を行っています。

- (1) **農業水利権の取得・更新について**

水利権の更新事務に対する資料作成や河川管理者との協議について専門的知識を有しており、水利権台帳を整理し、水土里情報システムと連携することによって、情報の一元化を図り、これら業務の全面支援を行っています。

## (2) 地域用水機能の推進

農業用水は利用形態の変化や集落の混住化等の進展により、その環境は大きく変化しています。

このため、市町村、水土里ネットと連携し、地域用水機能の維持強化、地域住民が行う保全への諸活動を支援しています。

## (3) 農業集落排水事業

農業用排水の水質保全を図るとともに、生活環境の改善、清らかな水環境、ゆとりとうるおいのある暮らしにつながる農村環境づくりを目的としています。

今後とも、重要な事業であり、これまで取り組んできた技術をさらに強化し、事業実施を支援します。

## (4) その他環境関連の農業農村整備事業への技術援助

豊かな農村地域の特徴を活かした魅力ある田園空間づくりを推進するため、「農村環境整備」を積極的に支援します。

農業用排水等は利用形態の変化や集落の混住化等の進展により、その環境は大きく変化しています。

特に、農村の水環境の変化に対応するため、環境計量証明事業所（水質分析室）を設け、新たな会員のニーズに対応した技術援助を行っています。



水土里ネットやまがた 水質分析室



## 8. 農業農村整備事業の推進活動

### Q.14 農業農村整備事業の推進のためどのような活動をしていますか？

農業農村整備事業の推進について次の活動を行っています。

- ① 農業農村整備事業促進に関する要請活動
- ② 会員対策を主な内容とした本会の運営強化ビジョンの計画的推進
- ③ 支部との連絡調整の充実と支部事業計画と一体となった各種研修会の開催
- ④ 土地改良功労者の表彰並びに推薦

## 9. 技術的指導援助を行う水土里ネットやまがたの特殊性とは

- (1) 農業農村整備に関する地域情報に精通しています。

農業農村整備に関する調査計画・実施設計に必要な水利条件、農地条件、農家個々の情報及び会員の管理している施設情報等、これまでの実績から多くの地域情報を把握しています。

これらの地域情報を適確に整理・分析を行い、各種農業農村整備事業の制度の適用や目的に応じた効率的な計画設計を進めることが可能で、会員のニーズに適確に対応することができます。

会員が行う農業農村施策目的達成のために必要な、関連施策との調整、関係法の手続きなど、地域情報を活かした対応ができます。

- (2) 農業農村整備に関する各種事業制度の仕組みや基準等について最新の情報に精通しています。

国・県及び全国水土里ネットとの連携により、農業農村整備事業にかかる法制度・事業制度の迅速な情報提供が受けられ、地域情報と併せて会員のニーズに応じた事業の選択、調査計画の手法等適切な指導・援助ができます。

農業農村整備についての制度の仕組み及び各種事業の目的を理解しており、地域のニーズに適合した農業農村対策について適確に対応できます。

農林水産省の定める「土地改良事業計画設計基準」に精通し、制度要件を活かした計画設計と、公共性・公益性・効率性に対応した代替案や最適案の検討などに努めています。

(3) これまでの豊富な技術実績とデータの蓄積を持ち会員ニーズに適確に対応できます。

各種農業農村整備事業の計画設計に必要な**気象水文・水利等のデータ解析**に迅速に対応できます。

特に事業計画に不可欠な**経済効果の算定**や**水利権更新**に関する手法など**農業農村整備事業特有の計画手法**に精通しています。

ほ場整備のように、受益者間の利害調整、特に私有財産の再配分を行う**換地計画**や、経営規模の拡大に向けた**農地利用集積、交換分合等換地技術**に精通しその適確な指導援助ができます。

農道台帳の管理、用水路・ため池等の施設台帳の管理、水利権の管理等を通して、**総合的な視点**から地域の実情に応じた各種農業農村整備の計画設計に対応できます。

(4) 技術支援体制を整えています。

各種の**技術資格者**を擁して**適確な技術支援体制**を整えています。農業農村整備事業の多様化する技術と会員のニーズに適確に対応するため、専門的知識を有する資格者を配置し技術的支援体制を整えています。(12頁「技術資格取得者一覧表」参照)

(5) 技術援助に要する経費が低減されます。

「設立目的」、「営利を目的としない」、「行うことのできる事業の制限」等から競争入札に参加することがない団体であり、「農林水産省土地改良工事積算基準(調査・測量・設計)」に基づき、技術援助に要する経費は測量・設計業務とも諸経費を減じて算定することになっています。



「施設めぐり 田んぼの水探検」  
水土里ネットさんごうぜき



## 10. 資格取得者等支援体制

資格取得者一覧表

平成24年4月1日 現在

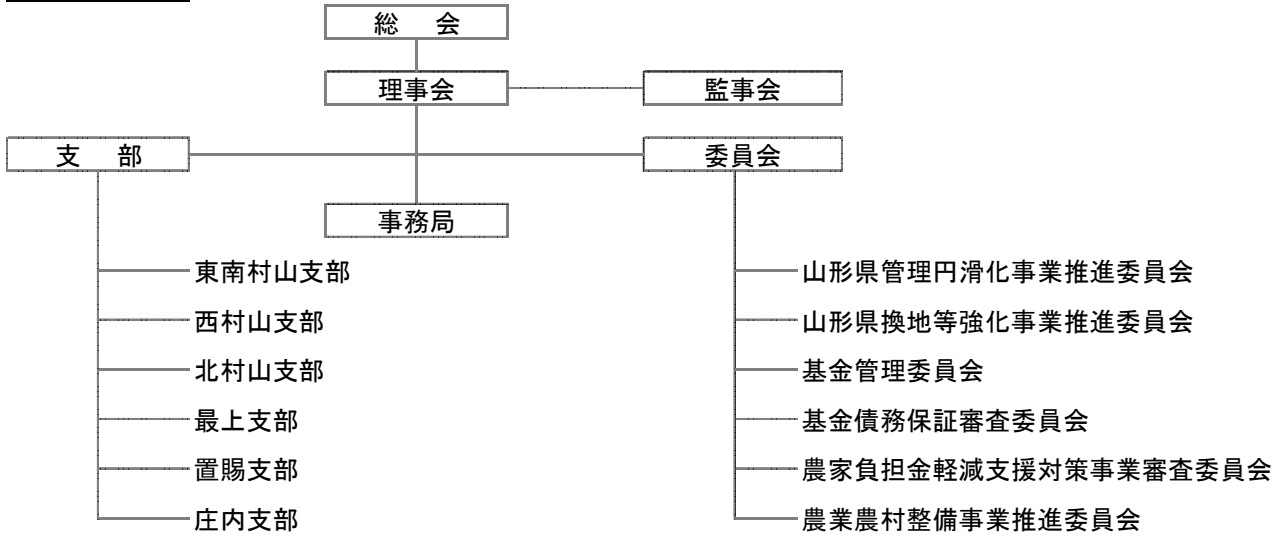
資格名	人数	免状認定者	法的根拠	職務内容及び目的
技術士	1	文部科学大臣	技術士法	技術士の名称を用いて、科学技術に関する高等の専門応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験評価又はこれらに関する指導の業務を行う。
技術士補	10	文部科学大臣	技術士法	技術士となるのに必要な技能を修習するため、法定の登録を受け、技術士補の名称を用いて、技術士の業務について技術士を補助する。
コンクリート診断士	1	日本コンクリート工学協会	—	構造体のコンクリートを対象として、その劣化の程度を診断し、維持管理の提案を行う。
1級建築士	1	国土交通大臣	建築士法	全ての建築物の設計・工事監理・建築工事の契約に関する事務・同指導監督・同調査または鑑定・法令または条例に基づく手続きの代理に従事する。
設備設計1級建築士	1	国土交通大臣	建築士法	階数が3以上、かつ、床面積5,000m <sup>2</sup> 以上の建築物の設備は、設備設計1級建築士が自ら設計するか、または、資格を持たない者からの法適判定証明の受託業務を行う。
建築設備士	1	国土交通大臣	建築士法	建築士に対して、高度化・複雑化した建築設備の設計・工事管理に関して適切な意見をのべる事が出来る。
環境計量士	1	経済産業大臣	計量法	計量法上の「計量管理」を行うことを職務とする濃度、騒音レベル、振動レベル、に係わる計量等に従事する。
1級土木施工管理技士	13	国土交通大臣	建設業法	土木工事に関する、土木工学・電気工学・機械工学・建築学・工程管理・品質管理・安全管理・建設工事の施工に必要な法令等に関する一般的知識を有し、適確な工事の施工を管理する。
2級土木施工管理技士	8	国土交通大臣	建設業法	土木工事に関する、土木工学・電気工学・機械工学・建築学・工程管理・品質管理・建設工事の施工に必要な法令等に関する概略的知識を有し、適確な工事の施工を管理する。
上級集落排水計画設計士	6	社団法人 地域資源循環技術センター	—	建設工事等にかかる設計等業務の実施経験13年以上を資格要件として登録された者で、農業集落排水施設に関する設計等業務において責任ある役割を果たす。業務の円滑・的確に遂行し、かつ、業務成果の技術水準の向上に寄与することを目的とする。
浄化槽管理士	17	厚生労働大臣	浄化槽法	浄化槽の保守点検(点検、調整又はこれらに伴う修理)に従事する。
浄化槽技術管理者	15	財団法人 日本環境整備教育センター理事長	浄化槽法	浄化槽法第10条第2項の政令で定める規模の浄化槽は、建築基準法にて算定した処理対象人数が501人以上の浄化槽とし、技術管理者を置くことが定められ、保守点検及び清掃に関する技術上の業務を行う。
浄化槽設備士	7	国土交通大臣	浄化槽法	浄化槽工事の施工、又はその監督業務を行う。(浄化槽工事業者は、営業所毎に浄化槽設備士を置く。…浄化槽法第29条)
測量士	17	国土交通省 国土地理院長	測量法	自ら測量計画をたて、これを実行し、その測量に責任を有する。
測量士補	8	国土交通省 国土地理院長	測量法	測量士の作成した計画にしたがい、測量に従事する。
第3種電気主任技術者	2	経済産業大臣	電気事業法	電気設備・送配電設備・自家受電設備等々の工事・維持・運用に関する保安の監督。
第2種電気工事士	3	山形県知事	電気事業法	一般的電気工事作業に従事する。
2級電気工事施工管理技士	1	国土交通大臣	建設業法	電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督。
ダム管理主任技術者	2	財団法人 全国建設研修センター	研修課程	ダムの維持、操作その他の管理を適正に行う。
土地改良換地士	15	農林水産大臣	土地改良法	農用地の集団化に関する事業に係わる知識及び実務に精通し、換地処分登記業務に従事する。
地籍主任調査員	1	社団法人 全国国土調査協会	—	民間における地籍調査の専門家として、地籍調査事業を適正、かつ迅速に推進する。
土地改良士	2	全土連会長	土地改良法	団体営土地改良事業の設計・積算・施工及び検査等、一連の技術力を備え、当事業を適正かつ円滑に推進するために従事する。
土地改良専門技術者	1	農林水産省 農村振興局長	—	農林水産省農村振興局長による土地改良専門技術者育成講習会を受講し、同試験合格により資格取得 土地改良法第8条第2項及び同法施行規則第15条に定める調査・報告の業務等に従事する。省令の定めるところにより、申請のあった土地改良事業が、法第1条に規定する目的及び原則に照らし、妥当な土地改良投資であるかの客観的な判断を行い、専門的知識を有する第三者の技術者として知事に報告することに従事する。
土地改良補償業務管理者	6	社団法人 土地改良測量設計技術協会会長	—	農業関係公共事業に係わる用地取得や、それに伴う補償問題について、専門知識を有し、円滑、迅速に業務を遂行する。
1級管工事施工管理技士	1	国土交通大臣	建設業法	高度な専門技術を必要とする管工事の主任技術者として施工管理に従事する。
2級造園施工管理技士	1	国土交通大臣	建設業法	公園や緑地、遊園地などの造園工事の施工計画を作成し、現場の行程管理、資材等の品質管理、作業の安全管理等の業務を行い、建設業法による一般建設業の営業所における専任技術者や工事現場における主任技術者となることができる。
農業土木技術管理士	3	社団法人 土地改良測量設計技術協会会長	—	農業農村整備事業関係の業務に係わる責任ある技術者として、業務に関する技術上の事項を管理、または業務成果を照査する。
水質関係第一種公害防止管理者	1	経済産業大臣 環境大臣	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	水質関係有害物質発生施設の運転、維持、管理、燃料、原材料の検査等を行う。
監理技術者	6	財団法人 建設業技術者センター理事長	建設業法	建設業法第26条第4項の規定により、国、地方公共団体等が発注する公共工事において専任で配置される監理技術者となる者は、国土交通大臣の登録を受けた機関が行う「監理技術者講習」の受講が義務付けられた。
農業農村地理情報システム技士	2	社団法人土地改良測量設計技術協会	—	農業農村整備事業・土地改良施設の特質や農業・農村の事情に精通すると共に、これらを踏まえた地理情報システム技術の活用により、適切なシステム構築等を担う。
VE (Value Engineering Leader)	14	日本バリューエンジニアリング協会	—	工業製品や土木事業、サービスなどの顧客満足度などを得るためのVE活動のリーダーを務める。
衛生管理者	1	厚生労働大臣	労働安全衛生法	労働条件、労働環境の衛生的改善と疾病の予防処置等を担当し、事業場の衛生全般の管理をする。
危険物取扱者乙4類以上	6	山形県知事	消防法	引火性液体や酸性性液体、可燃性固体などの火災の危険性が高い物質を「危険物」として指定し、その取り扱いなどを行う。
簿記検定2級以上	2	商工会議所	商工会議所法	経済取引によりもたらされる資産・負債・純資産の増減を管理し、併せて一定期間内の収益及び費用を記録する。
情報処理技術者 応用情報技術者	1	経済産業大臣	情報処理の促進に関する法律	基本戦略立案又はITソリューション・製品・サービスを実現する業務に従事し、独力で次のいずれかの役割を果たす。 (1)需要者(企業経営、社会システム)が直面する課題に対して、情報技術を活用した戦略を立案する。 (2)システムの設計・開発を行い、又は汎用製品の最適組合せ(インテグレーション)によって、信頼性・生産性の高いシステムを構築する。また、その安定的な運用サービスを実現する。
情報処理技術者 基本情報技術者	1	経済産業大臣	情報処理の促進に関する法律	基本戦略立案又はITソリューション・製品・サービスを実現する業務に従事し、上位者の指導の下に、次のいずれかの役割を果たす。 (1)需要者(企業経営、社会システム)が直面する課題に対して、情報技術を活用した戦略立案に参加する。 (2)システムの設計・開発を行い、又は汎用製品の最適組合せ(インテグレーション)によって、信頼性・生産性の高いシステムを構築する。また、その安定的な運用サービスの実現に貢献する。
登録者数	179			



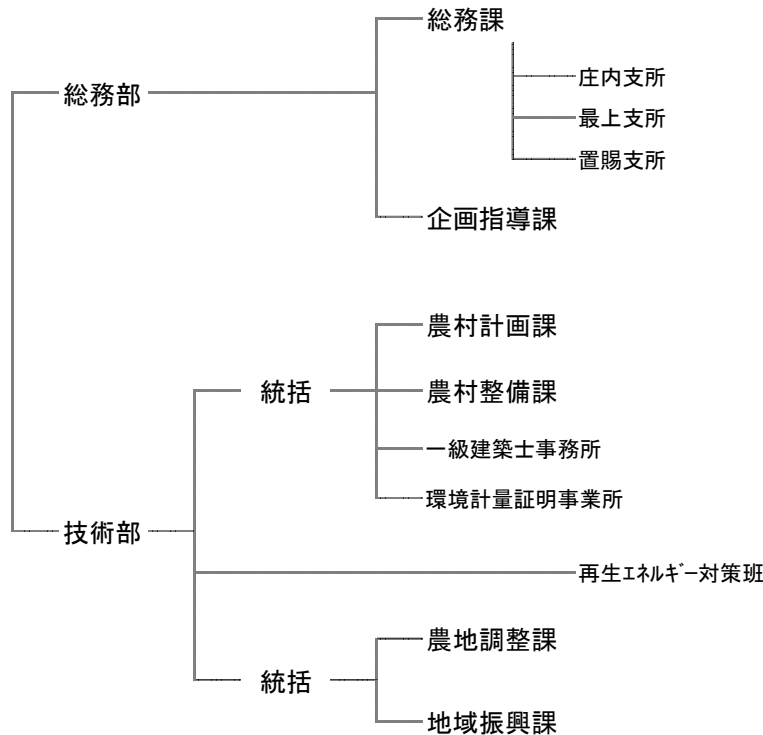
## 11. 組織機構図（事務局機構図）

平成24年4月1日

### 組織機構図



### 事務局機構図



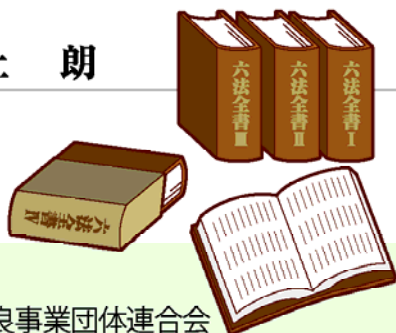
■ 測量業者 登録番号 第(3)-27202号
■ 一級建築士事務所 登録番号 山形県知事登録(1810) 第1428号
■ 浄化槽保守点検業者 登録番号 山形県知事 村第72号
■ 計量証明事業所 登録番号 第30号 事業の区分 濃度(水及び土壤)
■ 建設コンサルタント 登録番号 国土交通大臣登録 (建22)第8332号 登録部門 農業土木部門
■ ISO9001:2008マネジメントシステム 登録証番号 06720
■ 東北農政局管内農業農村整備事業発注者支援機関 第1106号
■ プログラム著作権登録 登録番号 P第8820-1 水利施設管理台帳GISシステム

# お気軽に担当までご相談ください。

## 法律顧問制度 (顧問弁護士)

### ■委嘱先

弁護士 山上 朗



### ■相談窓口

山形県土地改良事業団体連合会  
総務部企画指導課  
TEL. 023-647-5371

## 会計顧問制度

### ■委嘱先

伊藤公認会計事務所 伊藤吉明  
公認会計士

### [相談内容]

- 会計経理に関すること
- 消費税等の税務に関すること



### ■相談窓口

山形県土地改良事業団体連合会  
総務部総務課  
TEL. 023-647-5370

お問合せ・ご相談先 TEL 023-647-5370 (代)



山形県土地改良事業団体連合会

本 所 〒990-2473 山形市松栄一丁目7-48

### ■総務部

総務課(総務) . . . . . TEL.023-647-5370 FAX.023-647-5391  
(会計) . . . . . TEL.023-647-5380  
企画指導課 . . . . . TEL.023-647-5371

### ■技術部

農村計画課(計画・水利) . . . . . TEL.023-647-5384 FAX.023-647-5392  
(基本計画) . . . . . TEL.023-647-5384  
農村整備課(防災対策、基盤整備) . . . TEL.023-647-5373  
(資源循環、再生I材料-対策) TEL.023-647-5383  
農地調整課(農地調整、用地調査) . . . TEL.023 647 5382 FAX.023 647 5393  
(水土里情報センター) . . . . . TEL.023-647-5387  
地域振興課(施設管理) . . . . . TEL.023-647-5374  
(農地・水・環境保全) . . . . . TEL.023-647-8851 FAX.023-647-8852

庄内支所 〒997-1301 東田川郡三川町大字横山字袖東4-1

TEL.0235-66-4511 FAX.0235-68-1011

最上支所 〒996-0041 新庄市大字烏越字向平1394-2

TEL.0233-23-1720 FAX.0233-28-2211

置賜支所 〒999-2232 南陽市三間通関口前463-1

TEL.0238-40-3111 FAX.0238-50-0061